

# 自然再生事業の進め方

## 1 環境省の事業メニュー

自然再生事業は、多様な主体の参画のもと生態系の観点から十分な事前調査を行い、科学的知見に基づき実施されることが重要です。

### 科学的知見に基づく実施

調査・検討



自然再生事業

### 環境省が支援等を行う自然再生事業<sup>※1</sup>

国立公園

事業主体：環境省  
(国費 10 / 10)

国定公園  
国指定鳥獣保護区<sup>※2</sup>

事業主体：地方公共団体

自然環境整備交付金事業  
(事業費の 45%を限度に交付)

※1 環境省は、「国立公園、国定公園および国指定鳥獣保護区」において実施される自然再生事業の施設等整備費等を交付金事業等で支援しています。なお、「国立公園、国定公園および国指定鳥獣保護区以外の地域」(その他地域)についても平成 14 から 16 年度の間は補助の対象でしたが、平成 17 年度の自然環境整備交付金の創設時にその対象外となりました。

※2 平成 19 年度から新規に着手する国指定鳥獣保護区における自然再生事業は、国直轄の保全事業として実施することが可能となりました。

## 2 対象地域

自然再生を行う地域は、自然生態系、生物多様性といった観点から選定される必要があります。

### 対象地域

生態系を重視する観点から緊急に自然を再生することが必要な地域であって、次のいずれかの区域を含む地域

地域を代表する  
自然生態系を有する区域

生物の生息・生育環境の連続性の確保という観点から重要な位置にあるなど

阿蘇、森吉山麓高原、  
八幡湿原など

生物多様性保全のため  
再生する必要がある区域

希少野生動植物等の重要な生息・生育の場であるなど

釧路湿原、石西礁湖、  
上山高原など

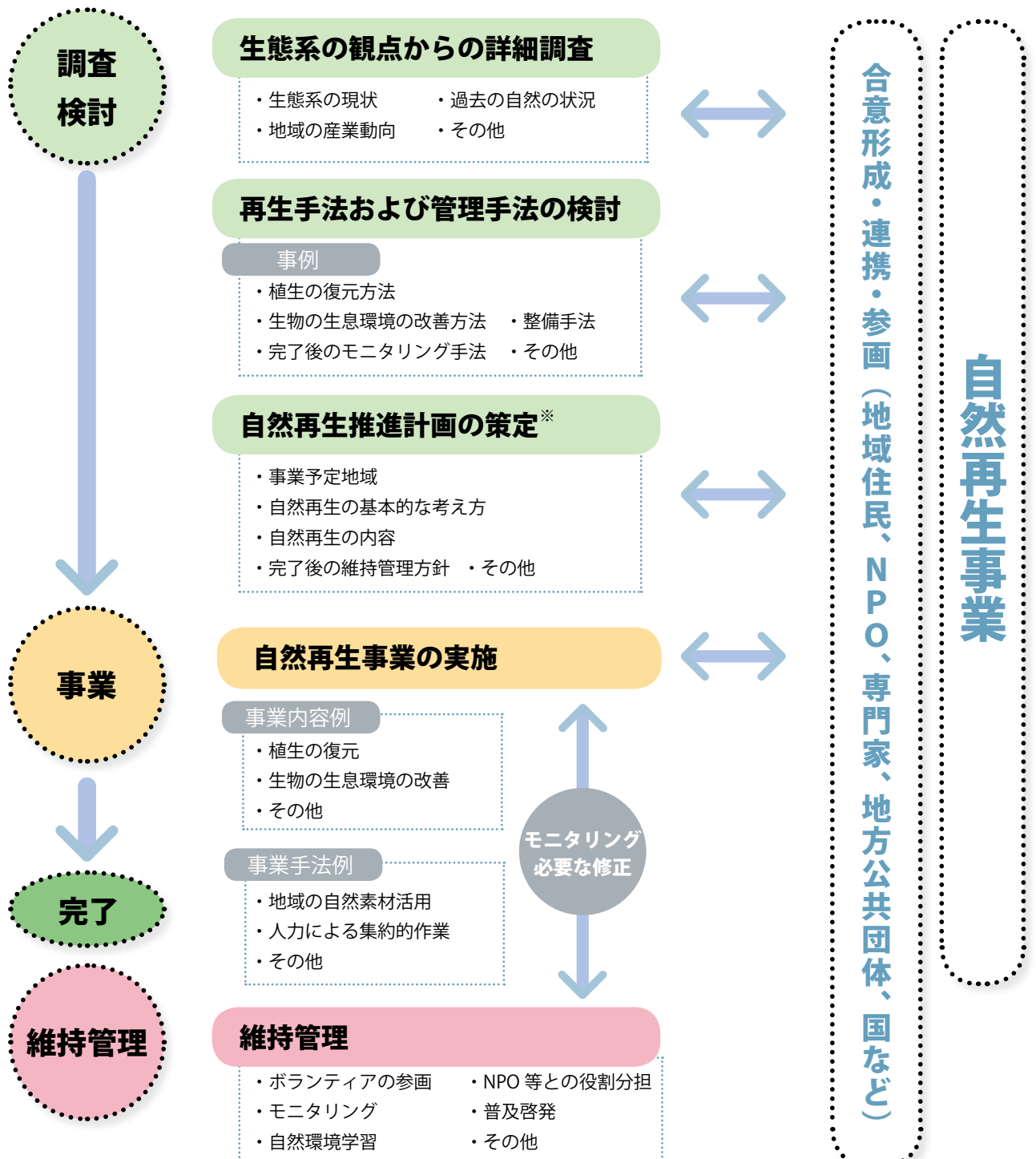
自然環境再生の必要性、  
効果が高い区域

改変の状況が顕著であり、  
社会的関心が高いなど

竜串、伊豆沼・内沼、  
三方五湖など

# 3 調査・事業の流れ

調査の実施や計画の策定、事業の実施、完了後の維持管理に至るまでの流れの例を以下に示します。



※各事業主体が生態系の詳細調査、再生・管理手法の検討を行い、多様な主体との合意形成等を踏まえて策定する自然再生事業に係る計画